

社会福祉法人 知 恩 会

役員などの報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 知恩会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等（評議員選任・解任委員含む）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項で定める委員会の構成員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、理事長及び、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないことができる。

2. 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する時間が1時間に満たない場合は、その5割とする。

理 事	5, 0 0 0 円
監 事	5, 0 0 0 円
評議員	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	5, 0 0 0 円

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対して支給する各年度の報酬等の総額は次のとおりとする。

- (1) 評議員 定款第8条で定める金額
- (2) 理事 年間60万円以内とする。
- (3) 監事 年間20万円以内とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2. 役員等が、この法人の業務で出張を行う場合は、旅費規程に準じて、旅費を支給することができる。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、令和3年1月28日より施行する。